

提案者選定及び技術提案書特定評価要領 【(仮称) 福山高等学校寄宿舎借上事業】

1 技術提案書の特定について

(1) 技術提案書の提出者の選定について

「技術提案書の提出者を選定するための基準」により、審査委員会において5者程度を選定する。

(2) 技術提案書の特定について

「評価基準」により、技術提案書及びヒアリングによる評価を行い、審査委員会において、候補者1名、次点者1名を特定する。

(3) 特定結果の公表について

特定結果については、別紙 5-2 のとおり全ての提出者の評価基準毎の点数を公表するとともに、審査委員会による講評及び技術提案書の一部(様式 11)を、福山市ホームページで公表する。

2 評価基準について 【別紙 1 (技術提案書の提出者を選定するための基準)】

評価点について

※ 当該プロポーザル参加者の評価点の算定は、評価係数×配点とする。

(1) 事業計画地の立地条件

ア 学校から寄宿舎までの距離

学校から寄宿舎までの直線距離を次の順で評価する。

※直線距離は、それぞれの敷地の境界からの距離とする。

評価基準		評価係数
①	1.0km 以内	1.0
②	1.0km～1.5km 未満	0.8
③	1.5km～2.0km 未満	0.6
④	2.0km～3.0km 未満	0.4
⑤	3.0km 以上	0.2

イ 事業計画地の利便性

寄宿舎から 1.0km 以内に下記にあたる施設がある場合、件数に応じて評価する。

※直線距離は、それぞれの敷地の境界からの距離とする。

※下記 A～C の施設の、それぞれ 1 施設を評価対象とする。

A: コンビニ、スーパーマーケット等の日用品物販店舗

B: 病院、診療所(内科、外科)

C: 公共交通機関(電車)の駅

評価基準		評価係数
①	3件(Aを含む)	1.0
②	2件(Aを含む)	0.8
③	2件(A以外)	0.6
④	1件(A)	0.4

3 技術提案書の特定基準について【別紙2（技術提案書を特定するための基準）】

評価点について

※ 当該プロポーザル参加者の評価点の算定は、評価係数×配点とする。

※ 各項目の評価点は、各審査委員の評価点の平均値（四捨五入により少数第2位までとする。）を採用する。

業務実施方針及び手法

提出された技術提案書の内容を踏まえ、審査委員の評価により総合的に判断を行う。評価点は、各委員の評価点を平均して算出する。（四捨五入により小数第2位までとする。）

評価項目	判断基準	各委員の評価係数				
		1.0	0.8	0.6	0.4	0.2
業務の実施方針	業務への取組体制, 事業チームの特徴, 特に重視する整備上の配慮事項等について, 的確性, 独創性, 実現性等を総合的に判断する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
地元企業への配慮, 地場製品の活用	業務への取組体制, 事業チームの特徴, 特に重視する整備上の配慮事項等について, 地元企業への配慮, 地場製品の活用を総合的に評価する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
評価テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性	設定したテーマに対する技術提案について, 的確性(与条件との整合性が取れているか等), 独創性(工学的見地に基づく独創的な提案がなされているか等), 実現性(提案が理論的に裏付けられており, 説得力のある提案となっているか等)を考慮して提案ごとに総合的に判断する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い

借上価格提案書(様式12)の評価は、提案借上価格を次の通り評価する。

評価基準		評価係数
①	提案借上金額が本事業の予定事業費の90%未満	1.0
②	提案借上金額が本事業の予定事業費の90%以上95%未満	0.8
③	提案借上金額が本事業の予定事業費の95%以上	0.6

なお、提出された技術提案書の内容を評価するなかで、評価に該当しない場合は、評価係数を「0」とする場合があります。

また、表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、次のとおり表現の度合いに応じて技術提案書の評価点を減点、若しくは無効とし特定しないものとする。

記載場所	許されない表現を記載した場合
様式 11 のうち 次欄以外の範囲	表現方法が許容範囲を超える場合は、評価を減ずる。
様式 11 のうち、規定 する範囲（合計 300 平方センチメートル 以内の大きさで位置 は任意）	記載範囲が規定する範囲を超える場合は、評価を減ずる。

プロポーザル方式による事業者選定審査委員会の標準実施フロー図

